

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 行政書士法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………(総務局行政部振興企画課)…一
- 平成二十八年度東京都補正予算の公表……………(財務局主計部議案課)…二
- 特定商取引に関する法律による行政処分……………(生活文化局消費生活部取引指導課)…二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…二
- 都市計画事業の認可……………(同)…二
- 宅地建物取引業法による行政処分(二一件)……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市基盤部調整課)…三
- 土地区画整理事業の終了認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…三
- 建築基準法による一団地の区域……………(建築基準法による一団地の区域)…三
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…三

- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)…三
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の十一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……………(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二一件)……………(同)…四
- 公共用水域の水域類型の指定等……………(環境局自然環境部水環境課)…六
- 生活保護法による介護機関の指定……………(福祉保健局生活福祉部保護課)…七
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………(福祉保健局健康安全部健康安全課)…九
- 貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)…一〇
- 農用地利用配分計画の縦覧……………(産業労働局農林水産部農業振興課)…一〇
- 保安林の指定予定……………(産業労働局農林水産部森林課)…一〇
- 森林法第百八十九条の揭示(二一件)……………(同)…三

### 告示

#### ●東京都告示第四百四十五号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

#### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二二九	雑誌	SPコミックス	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二四〇	同右	stareau comics	著しく性的感情を刺激するとともに、著しく社会規範に反する性交等を、著しく不当に賛美等するよう、描写等することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二四〇	同右	キミに眠る俺の罪 五〇六八五―一五 株式会社一迅社	著しく性的感情を刺激するとともに、著しく社会規範に反する性交等を、著しく不当に賛美等するよう、描写等することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

#### ●東京都告示第四百四十六号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)の規定による行政処分について、法第十四条の三第三項の規定に基づき、聴聞を実施する。

なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、次のとおり行う。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 期日

平成二十九年三月二十四日 午前十一時から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十

三階 区市町村長室

三 被聴聞者

(一) 氏名

緒方 幹子

(二) 事務所の名称

緒方幹子行政書士事務所

(三) 事務所の所在地

東村山市秋津町四丁目三十三番地五十八 スカイメ

ゾン肥沼三〇三

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第〇四〇八一三一七号

●東京都告示第四百四十七号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」とい  
う。)の規定による行政処分について、法第十四条の三第  
三項の規定に基づき、聴聞を実施する。

なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、  
次のとおり行う。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

平成二十九年三月二十四日 午前十時から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十

三階 区市町村長室

三 被聴聞者

(一) 氏名

福田 拓(使用人行政書士)

(二) 主として勤務する事務所

緒方幹子行政書士事務所

(三) 主として勤務する事務所の所在地

東村山市秋津町四丁目三十三番地五十八 スカイメ

ゾン肥沼三〇三

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第〇六〇八一六二〇号

●東京都告示第四百四十八号

平成二十九年三月八日東京都議会の議決を得た平成二十  
八年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法  
律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のと  
おり公表する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

平成28年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

平成28年度東京都一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24,951,083千円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,003,635,035千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第3号の1債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正」による。

2 前項のほか、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第3号の2債務負担行為（損失補償及び保証契約等）補正」による。

（都債の補正）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を補正し、起債の目的及び限度額は、「第4号都債補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

（単位 千円）

科	目	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	都税	5,208,282,204	13,190,955	5,221,473,159
	01 都民税	1,757,408,923	-24,570,863	1,732,838,060
	02 事業税	1,046,402,881	34,060,245	1,080,463,126
	03 繰入地方消費税	639,787,000	-843,000	638,944,000
	04 不動産取得税	77,061,064	2,544,970	79,606,034
	05 都たばこ税	17,518,300	-150,500	17,367,800
	06 ゴルフ場利用税	650,032	-3,579	646,453
	07 自動車取得税	14,752,015	-822,509	13,929,506
	08 軽油引取税	40,686,000	-212,000	40,474,000
	09 自動車税	105,123,016	-516,795	104,606,221
	10 鉱区税	2,181	-60	2,121
	11 固定資産税	1,178,928,154	1,210,589	1,180,138,743
	13 狩猟税	3,935	7	3,942
	14 事業所税	99,915,881	2,138,987	102,054,868
	15 都市計画税	227,570,000	524,863	228,094,863

	16 宿泊税	2,461,800	-169,400	2,292,400
02 地方譲与税		244,260,919	-9,506,828	234,754,091
	05 地方法人特別譲与税	241,300,621	-9,506,828	231,793,793
06 分担金及負担金		14,900,576	-311,576	14,589,000
	01 負担金	14,900,576	-311,576	14,589,000
08 国庫支出金		377,840,257	-37,851,228	339,989,029
	01 国庫負担金	180,749,086	-8,033,366	172,715,720
	02 国庫補助金	182,363,256	-29,817,862	152,545,394
09 財産収入		40,631,439	541,314	41,172,753
	01 財産運用収入	22,665,025	541,314	23,206,339
11 繰入金		247,169,067	-28,298,538	218,870,529
	02 公営企業会計繰入金	10,282,819	-80,591	10,202,228
	03 基金繰入金	226,944,530	-28,217,947	198,726,583
12 諸収入		445,511,514	9,644,310	455,155,824
	04 受託事業収入	55,635,419	-343,686	55,291,733
	09 雑入	31,060,735	9,987,996	41,048,731
13 都債		353,343,000	-64,239,000	289,104,000

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	01 都債	353,343,000	-64,239,000	289,104,000
14 繰越金		1,000	91,879,399	91,880,399
	01 繰越金	1,000	91,879,399	91,880,399
15 区市町村たばこ税都交付金		0	109	109
	01 区市町村たばこ税都交付金	0	109	109
歳 入 合 計		7,028,586,118	-24,951,083	7,003,635,035

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
02 総務費		204,015,000	-7,976,122	196,038,878
	01 総務管理費	29,344,363	-1,183,897	28,160,466
	04 区市町村振興費	93,109,056	734,000	93,843,056
	06 防災管理費	16,341,654	-1,357,633	14,984,021
	08 会計管理費	5,697,000	-82,592	5,614,408
	11 建築保全費	23,298,000	-6,086,000	17,212,000
03 徴税费		70,486,000	-1,812,662	68,673,338
	01 徴税管理費	19,575,000	-888,662	18,686,338
	02 課税费	15,289,000	-171,000	15,118,000
	03 徴収費	33,002,000	-753,000	32,249,000
04 生活文化費		28,517,000	-90,000	28,427,000
	01 生活文化費	28,517,000	-90,000	28,427,000
05 スポーツ振興費		84,375,000	-3,430,831	80,944,169
	02 オリンピック・パラリンピック準備費	20,333,000	-3,180,831	17,152,169
	03 スポーツ推進費	63,049,000	-250,000	62,799,000

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
06 都市整備費		155,939,000	-23,227,726	132,711,274
	01 都市整備管理費	5,120,000	-247,000	4,873,000
	02 都市基盤整備費	18,616,000	276,000	18,892,000
	03 市街地整備費	78,673,000	-14,122,726	64,550,274
	04 建築行政費	13,287,000	-6,290,000	6,997,000
	05 住宅費	40,243,000	-2,844,000	37,399,000
07 環境費		49,469,000	-490,779	48,978,221
	01 環境管理費	4,806,000	-159,479	4,646,521
	02 環境保全費	30,667,000	-16,000	30,651,000
	03 廃棄物費	13,996,000	-315,300	13,680,700
08 福祉保健費		1,139,282,118	132,052,906	1,271,335,024
	01 福祉保健管理費	11,627,000	200,581,494	212,208,494
	02 医療政策費	46,142,000	-334,378	45,807,622
	03 保健政策費	352,329,000	-36,133,873	316,195,127
	04 生活福祉費	38,129,000	-1,680,109	36,448,891
	05 高齢社会対策費	195,969,000	-14,793,195	181,175,805

	06 少子社会対策費	208,048,169	-438,794	207,609,375
	07 障害者施策推進費	180,178,000	-2,176,217	178,001,783
	08 健康安全費	17,242,000	-226,603	17,015,397
	09 施設整備費	75,154,949	-12,499,419	62,655,530
	10 地域病院費	14,463,000	-246,000	14,217,000
09 産業労働費		476,065,000	26,037,956	502,102,956
	02 産業労働管理費	1,157,000	-27,875	1,129,125
	03 商工業振興費	419,640,000	26,769,072	446,409,072
	04 農林水産費	18,137,000	-455,419	17,681,581
	05 労働費	32,160,000	-247,822	31,912,178
10 土木費		586,038,000	-33,725,438	552,312,562
	01 土木管理費	26,149,000	-1,573,438	24,575,562
	02 道路橋梁費	396,787,000	-15,338,000	381,449,000
	03 河川海岸費	97,303,000	-11,505,000	85,798,000
	04 公園公園費	65,799,000	-5,309,000	60,490,000
11 港湾費		109,534,000	-14,762,617	94,771,383
	02 東京港整備費	83,880,000	-10,912,617	72,967,383

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	03 島上高等港湾整備費	24,836,000	-3,850,000	20,986,000
12 教育費		803,056,000	-16,013,685	787,042,315
	01 教育管理費	24,999,000	-824,581	24,174,419
	02 小中学校費	443,889,000	-11,494,108	432,394,892
	03 高等学校費	140,339,000	-945,671	139,393,329
	04 特別支援学校費	71,873,000	-888,228	70,984,772
	09 施設整備費	47,250,000	-1,861,097	45,388,903
13 学務費		199,908,000	-49,979	199,858,021
	02 私立学校振興費	176,176,000	-49,979	176,126,021
14 警察費		656,601,000	-13,370,021	643,230,979
	01 警察管理費	510,790,391	-8,470,032	502,320,359
	02 退職手当及年金費	34,732,034	-348,989	34,383,045
	03 警察活動費	52,832,814	-1,180,000	51,652,814
	04 警察施設費	58,245,761	-3,371,000	54,874,761
15 消防費		256,723,000	-7,306,300	249,416,700
	01 消防管理費	194,643,000	-2,784,300	191,858,700

	02 消防活動費	22,075,000	-157,000	21,918,000
	05 建設費	20,648,000	-4,365,000	16,283,000
16 公債費		440,263,000	-15,200,000	425,063,000
	01 公債費	440,263,000	-15,200,000	425,063,000
17 諸支出金		1,757,106,000	-45,585,785	1,711,520,215
	01 財産費	4,123,000	6,887,839	11,010,839
	02 他会計支出金	1,268,449,980	-23,053,000	1,245,396,980
	04 諸費	483,668,020	-29,420,624	454,247,396
歳 出 合 計		7,028,586,118	-24,951,083	7,003,635,035

## 第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
10 土木費			41,093,000	54,200	41,147,200
	01 土木管理費		822,000	54,200	876,200
		3 生活再建資金貸付	69,000	54,200	123,200
合 計			65,539,000	54,200	65,593,200

## 第3号の1 債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正

(単位 千円)

番号	事項	期間	既定限度額	補正限度額	計
65	多摩地域雇用就業支援拠点(仮称)の整備	平成29年度	53,416	13,706	67,122
合 計			415,954,205	13,706	415,967,911

## 第3号の2 債務負担行為(損失補償及び保証契約等)補正

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	既定限度額	補正限度額	計
5	地域の金融機関連携融資損失補償	平成28年度～平成46年度	32,000,000	8,560,000	40,560,000
6	動産・債権担保融資損失補償	平成28年度～平成38年度	8,800,000	11,200,000	20,000,000
	合 計		49,788,500	19,760,000	69,548,500

## 第4号 都債補正

(単位 千円)

番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額		
		既 起 債 限 度 額	今 回 補 正 額	計
3	都市改造費	4,089,000	-882,000	3,207,000
7	福祉保健施設整備費	2,480,000	-289,000	2,191,000
9	道路橋梁整備費	201,418,000	-44,193,000	157,225,000
10	河川海岸整備費	56,762,000	-9,487,000	47,275,000
11	公園等整備費	15,349,000	-3,387,000	11,962,000
12	東京港整備費	12,451,000	-2,135,000	10,316,000
13	東京港海岸保全費	3,056,000	-1,385,000	1,671,000
15	島しょ等港湾整備費	4,704,000	-766,000	3,938,000
16	都立学校整備費	16,666,000	-754,000	15,912,000
18	警察施設整備費	15,130,000	-181,000	14,949,000
19	消防施設整備費	5,970,000	-780,000	5,190,000
	合 計	353,343,000	-64,239,000	289,104,000



## 平成28年度東京都特別区財政調整会計補正予算

## 予算総則

平成28年度東京都特別区財政調整会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,233,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ987,805,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

## 第1号 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

科 目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01	繰入金	975,571,980	12,233,000	987,804,980
	01 一般会計繰入金	975,571,980	12,233,000	987,804,980
歳 入 合 計		975,572,000	12,233,000	987,805,000

## 歳出

(単位 千円)

科 目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01	特別区交付金	975,572,000	12,233,000	987,805,000
	01 特別区財政調整交付金	975,572,000	12,233,000	987,805,000
歳 出 合 計		975,572,000	12,233,000	987,805,000

平成28年度東京都用地会計補正予算

予算総則

平成28年度東京都用地会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37,000,000千円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,885,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
02	繰入金	35,953,000	-35,286,000	667,000
	01 一般会計繰入金	35,953,000	-35,286,000	667,000
05	繰越金	2,943,941	-1,714,000	1,229,941
	01 繰越金	2,943,941	-1,714,000	1,229,941
歳入合計		53,885,000	-37,000,000	16,885,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01	用地費	53,885,000	-37,000,000	16,885,000
	01 用地買収費	53,885,000	-37,000,000	16,885,000
歳出合計		53,885,000	-37,000,000	16,885,000

●東京都告示第四百四十九号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 古賀 利征

(二) 屋号 グッドクリーン

(三) 主たる事務 江東区大島六丁目一番七―三二〇号  
所の所在地

二 処分年月日 平成二十九年二月十七日

三 処分の内容

平成二十九年二月十八日から平成二十九年八月十七日までの間（六箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。  
(一) 契約の締結について勧誘すること。  
(二) 契約の申込みを受けること。  
(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第四百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第二百六十号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

二 都市計画事業の種類及び名称

三 事業施行期間

四 事業地

取用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

二 都市計画事業の種類及び名称

三 事業施行期間

四 事業地

取用の部分

使用の部分

なし

なし

●東京都告示第四百五十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社セントラル不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 岡 哲史

(三) 主たる事務 千代田区神田和泉町一番地三の二  
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八四六一号

(五) 免許年月日 平成二十七年十月二十三日

二 処分年月日 平成二十九年三月九日

三 処分内容 業務の全部の停止十五日間（平成二十九年三月二十四日から同年四月七日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

●東京都告示第四百五十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社ハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 関野 朋子

(三) 主たる事務 渋谷区初台一丁目十番七号  
所の所在地

- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七二三三三
- (五) 免許年月日 平成二十六年十一月二十一日
- 二 処分年月日 平成二十九年三月九日
- 三 処分内容 業務の全部の停止十五日間(平成二十九年三月二十四日から同年四月七日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

●東京都告示第四百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第四十九号新島都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 新島村
- 二 都市計画事業の種類及び名称 新島都市計画下水道事業新島村公共下水道
- 三 事業施行期間 平成十三年一月十八日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第四百五十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定に基づき田町駅東口北地区土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同

法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の氏名 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
本部長 新居田 滝人
- 二 事業施行期間 平成二十三年七月十五日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 港区芝浦一丁目及び芝浦三丁目の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日 田町駅東口北地区土地区画整理事業  
平成二十三年七月十五日
- 五 土地区画整理事業の終了の認可の年月日 平成二十九年三月十七日

●東京都告示第四百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日  
江戸川区船堀一丁目九百二十八番か 平成二十九年二月二十一  
ら九百三十九番まで、九百六十三番

- から九百六十六番まで、九百六十七番一、九百六十八番一、九百六十九番、九百七十番、九百七十一番一、九百七十二番一、九百七十三番、九百七十四番及び九百七十五番一
- 二 認定計画書の縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第四百五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年二月二十七日	狛江市和泉本町一丁目千六百一十一番四十一及び千六百八十九番七の各一部、同番十並びに同番二十一	延長 九・八三 幅員 四・〇一

●東京都告示第四百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

変更に係る道路の種類  
変更年月日  
変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二條 平成二十九 小平市花小金 延長  
第一項第五号 年二月二十 井南町一丁目 九一・七三  
の規定による 七日 八百九十番六 幅員  
道路 十一の一部 六・〇〇

●東京都告示第四百五十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第八條の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八條の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 登録番号 十九
- 二 登録区分 特定ガス・基準量
- 三 登録検証機関名称 株式会社テクノプランニング
- 四 代表者氏名 代表取締役 桑野 耕二
- 五 営業所名称 株式会社テクノプランニング

- 六 変更前の営業所所在地 本社  
千代田区神田佐久間河岸七十八号地六
- 七 変更後の営業所所在地 千代田区神田和泉町一番地三の三
- 八 変更年月日 平成二十九年一月二十一日

●東京都告示第四百六十号

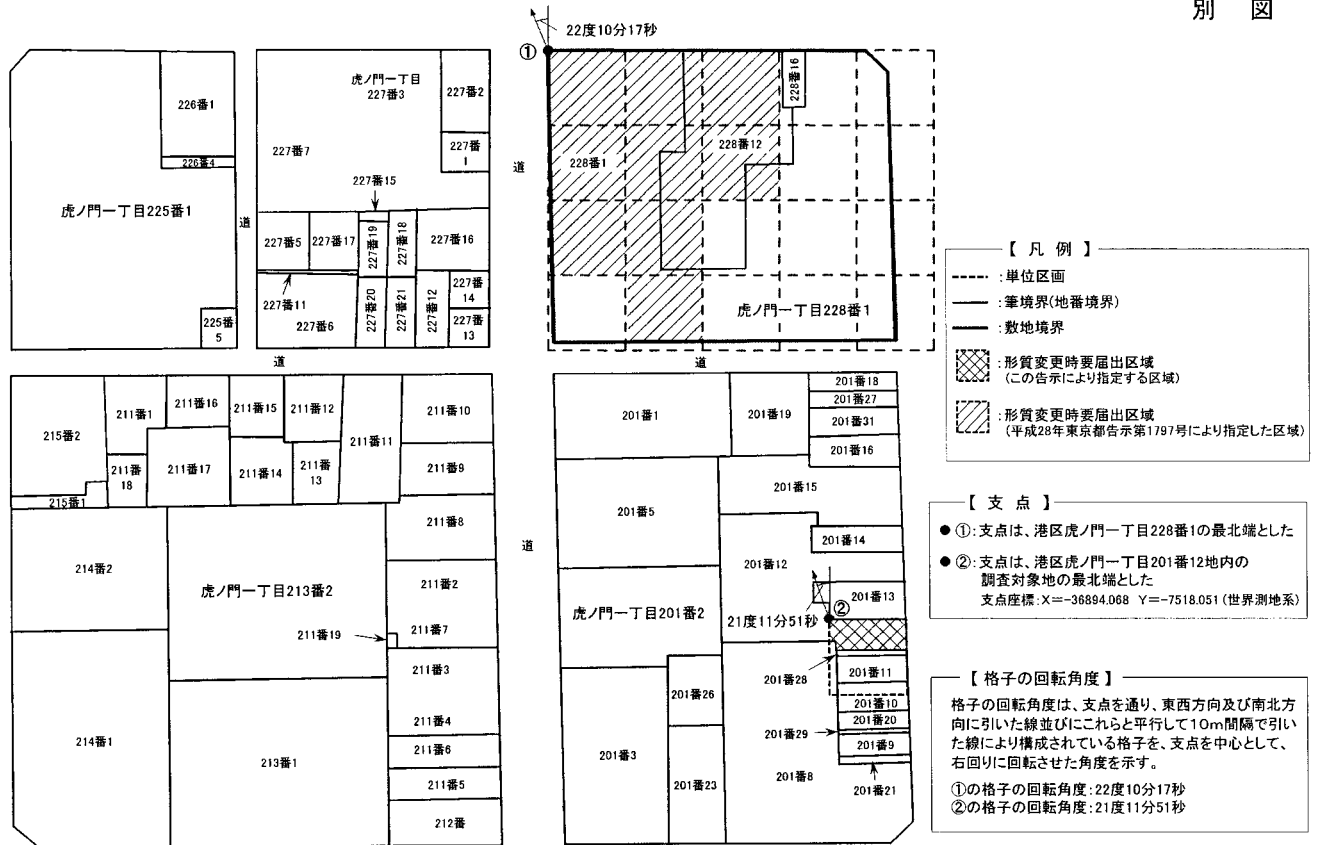
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区虎ノ門一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第四百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第千六百六十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

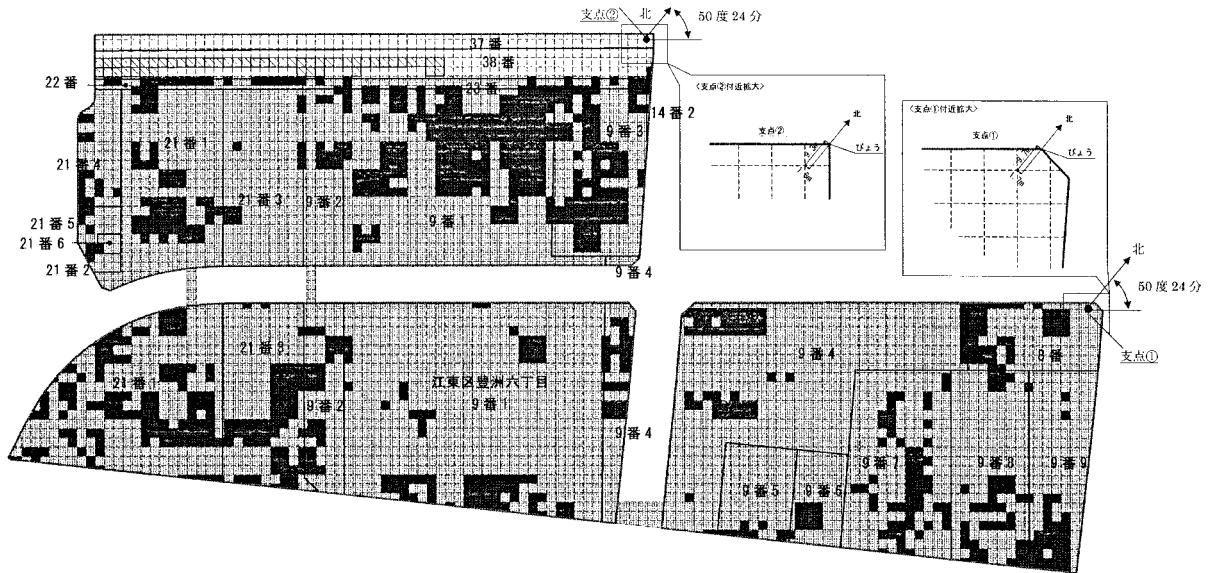
四 講じられた汚染の除去等の措置 汚染の除去等の措置に伴い法第十四条の申請により指定した形質変更時要届出区域の解除のための調査の実施

別図

<支点>  
 支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびょうから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。  
 支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびょうから西へ1.8m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度 (50度24分)>  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

- <凡例>
- : 調査対象地
  - - - : 単位区画
  - : 筆境界
  - (斜線) : 指定を解除する区域 (平成23年東京都告示第1666号により指定した区域)
  - (点線) : 形質変更時要届出区域 (平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号、平成25年東京都告示第973号並びに平成26年東京都告示第817号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域 (平成26年東京都告示第1312号、第1392号及び第1428号並びに平成27年東京都告示第379号により指定した区域)



●東京都告示第四百六十二号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。) 第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千六百六十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

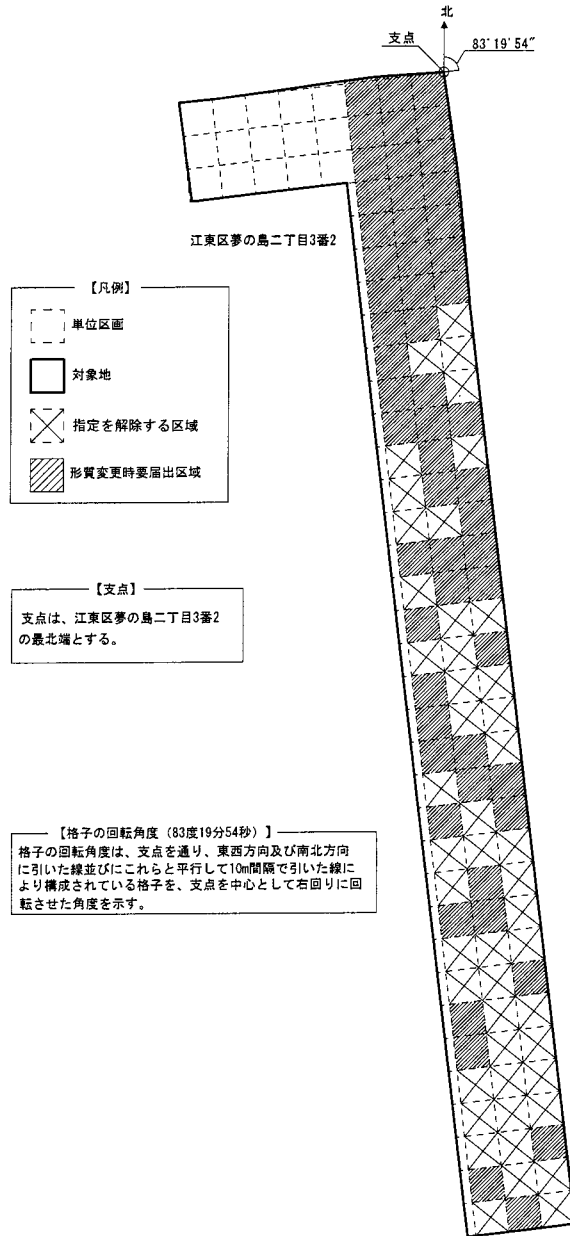
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (江東区夢の島二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 汚染の除去等の措置に伴い法第十四条の申請により指定した形質変更時要届出区域の解除のための調査の実施

別図



●東京都告示第四百六十三号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項第二号の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。))別表2の1の(1)に掲げる類型をいう。以下同じ。)を同表の該当型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成二十九年四月一日から施行する。

なお、平成九年東京都告示第五百九十七号は、平成二十九年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

水 域	該当類型	達成期間
大場川(東京都の区域)	C	イ
妙正寺川(全域)	B	イ
落合川(全域)	AA	イ
新中川(全域)	C	イ
新川(全域)	A	イ
隅田川(全域)	C	イ
新河岸川(東京都の区域)	C	ハ
白子川(東京都の区域)	C	イ
石神井川(全域)	B	イ
神田川(全域)	C	イ



南浅川（全域）	城山川（全域）	浅川下流（さいかち堰から下流）	浅川上流（さいかち堰から上流）	残堀川（全域）	谷地川（全域）	養沢川（全域）	北秋川（全域）	秋川（全域）	平井川（全域）	日原川（全域）	立会川（全域）	呑川（全域）	目黒川（全域）	古川（全域）	内川（全域）	旧中川（全域）	小名木川（全域）	豎川（全域）	北十間川（全域）	大横川（全域）	横十間川（全域）	日本橋川（全域）
A	A	A	A	A	A	AA	AA	AA	AA	AA	D	D	D	D	C	A	A	A	A	A	B	C
イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ

備考

案内川（全域）	川口川（全域）	湯殿川（全域）	程久保川（全域）	大栗川（全域）	三沢川（東京都の区域）	野川（全域）	仙川（全域）	鶴見川上流（東京都の区域）	恩田川（東京都の区域）	境川（東京都の区域）	成木川（東京都の区域）	黒沢川（全域）	霞川（東京都の区域）	柳瀬川（東京都の区域）	空堀川（全域）	黒目川（東京都の区域）
A	A	A	A	A	C	D	D	D	A	D	A	A	A	C	A	A
イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ

- 一 この表に掲げる公共用水域（河川）の範囲は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条及び第五条の規定に基づき指定された区間のうち、水域の欄中（ ）内に示した範囲とする。
  - 二 該当類型の欄中AA、A、B、C及びDは、環境庁告示別表2の1の(1)に掲げる類型を示す。
  - 三 達成期間の欄の区分は、次のとおりとする。
- (一) 「イ」は、直ちに達成

- (二) 「ロ」は、五年以内で可及的速やかに達成
- (三) 「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成

●東京都告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341956598	有限会社アルファプランニング	東京都板橋区前野町2-45-17	コウシン薬局	東京都板橋区板橋2-5-2 コウシンビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成28年11月1日
1312328334	医療法人社団晃母会	東京都江戸川区小松川2-8-1	医療法人社団晃母会 らいおんハートクリニック	東京都江戸川区小松川2-8-1	訪問リハビリテーション	平成29年2月1日
1312328334	医療法人社団晃母会	東京都江戸川区小松川2-8-1	医療法人社団晃母会 らいおんハートクリニック	東京都江戸川区小松川2-8-1	通所リハビリテーション	平成28年11月1日
1312328334	医療法人社団晃母会	東京都江戸川区小松川2-8-1	医療法人社団晃母会 らいおんハートクリニック	東京都江戸川区小松川2-8-1	介護予防訪問リハビリテーション	平成29年2月1日
1312328334	医療法人社団晃母会	東京都江戸川区小松川2-8-1	医療法人社団晃母会 らいおんハートクリニック	東京都江戸川区小松川2-8-1	介護予防通所リハビリテーション	平成28年11月1日
1345650171	株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢5-2-1	よつば薬局	東京都大田区南蒲田2-19-4	居宅療養管理指導	平成28年11月1日
1345650171	株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢5-2-1	よつば薬局	東京都大田区南蒲田2-19-4	介護予防居宅療養管理指導	平成28年11月1日
1340956856	株式会社健生製薬社	東京都品川区西大井2-4-11	スズキ調剤薬局	東京都品川区西大井4-4-11	居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1340956856	株式会社健生製薬社	東京都品川区西大井2-4-11	スズキ調剤薬局	東京都品川区西大井4-4-11	介護予防居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1373601952	日建リース工業株式会社	東京都東久留米市八幡町2-11-73	ケアプランかがやき武蔵野	東京都武蔵野市緑町2-4-38 2階	居宅介護支援	平成29年2月1日
1345150511	徳永薬局株式会社	東京都稲城市向陽台3-5-4	徳永薬局 向陽台店	東京都稲城市向陽台3-5-4	居宅療養管理指導	平成28年11月1日
1345150511	徳永薬局株式会社	東京都稲城市向陽台3-5-4	徳永薬局 向陽台店	東京都稲城市向陽台3-5-4	介護予防居宅療養管理指導	平成28年11月1日
1344252441	株式会社竹内調剤薬局	東京都文京区本郷3-25-13	竹内薬局 仙川店	東京都調布市仙川町1-19-12	居宅療養管理指導	平成28年11月1日
1344252441	株式会社竹内調剤薬局	東京都文京区本郷3-25-13	竹内薬局 仙川店	東京都調布市仙川町1-19-12	介護予防居宅療養管理指導	平成28年11月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341956929	株式会社竹内調剤薬局	東京都文京区本郷3-25-13	竹内薬局	東京都板橋区大山東町58-13	居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1341956929	株式会社竹内調剤薬局	東京都文京区本郷3-25-13	竹内薬局	東京都板橋区大山東町58-13	介護予防居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1341755792	株式会社竹内調剤薬局	東京都文京区本郷3-25-13	竹内薬局 赤羽店	東京都北区赤羽1-20-6	居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1341755792	株式会社竹内調剤薬局	東京都文京区本郷3-25-13	竹内薬局 赤羽店	東京都北区赤羽1-20-6	介護予防居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1341754233	株式会社竹内調剤薬局	東京都文京区本郷3-25-13	竹内薬局 田端新町店	東京都北区田端新町2-19-13	居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1341754233	株式会社竹内調剤薬局	東京都文京区本郷3-25-13	竹内薬局 田端新町店	東京都北区田端新町2-19-13	介護予防居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1340853887	株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢5-2-1	みどり調剤薬局 毛利店	東京都江東区毛利1-2-10 新居ビル1階	居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1340853887	株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢5-2-1	みどり調剤薬局 毛利店	東京都江東区毛利1-2-10 新居ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1340855239	株式会社ケーオーエス	東京都中央区入船1-2-8-102	スター調剤薬局	東京都江東区門前仲町2-6-2	居宅療養管理指導	平成28年12月1日
1340855239	株式会社ケーオーエス	東京都中央区入船1-2-8-102	スター調剤薬局	東京都江東区門前仲町2-6-2	介護予防居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1341454875	伸和株式会社	神奈川県相模原市南区相武台1-25-7 ケイエスビル1階	シンワ薬局 病院前店	東京都中野区野方1-5-3 ヴァンクレールO O K I 1階	居宅療養管理指導	平成28年12月1日
1341454875	伸和株式会社	神奈川県相模原市南区相武台1-25-7 ケイエスビル1階	シンワ薬局 病院前店	東京都中野区野方1-5-3 ヴァンクレールO O K I 1階	介護予防居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1313270832	医療法人社団慶泉会	東京都町田市南町田2-1-47	町田慶泉病院	東京都町田市南町田2-1-47	居宅療養管理指導	平成29年1月1日
1313270832	医療法人社団慶泉会	東京都町田市南町田2-1-47	町田慶泉病院	東京都町田市南町田2-1-47	通所リハビリテーション	平成29年1月1日

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1313270832	医療法人社団慶泉会	東京都町田市南町田2-1-47	町田慶泉病院	東京都町田市南町田2-1-47	介護予防居宅療養管理指導	平成29年1月1日
1313270832	医療法人社団慶泉会	東京都町田市南町田2-1-47	町田慶泉病院	東京都町田市南町田2-1-47	介護予防通所リハビリテーション	平成29年1月1日
1315021498	医療法人社団碧会	東京都多摩市鶴牧1-24-1 新都市センタービル308号	医療法人社団碧会 新垣内科外科クリニック	東京都多摩市鶴牧1-24-1 新都市センタービル308号	居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1315021498	医療法人社団碧会	東京都多摩市鶴牧1-24-1 新都市センタービル308号	医療法人社団碧会 新垣内科外科クリニック	東京都多摩市鶴牧1-24-1 新都市センタービル308号	介護予防居宅療養管理指導	平成29年2月1日
1340955849	株式会社メディカルケミスト	東京都大田区下丸子3-13-10	ひので薬局 大井店	東京都品川区大井3-6-12	居宅療養管理指導	平成28年12月1日
1340955849	株式会社メディカルケミスト	東京都大田区下丸子3-13-10	ひので薬局 大井店	東京都品川区大井3-6-12	介護予防居宅療養管理指導	平成28年12月1日
1370602680	アクティブ・クオリティ・オブ・リビング株式会社	東京都台東区上野1-5-4 ルミネ湯島501	アイラブケア上野ステーション	東京都台東区上野1-5-4 ルミネ湯島501	居宅介護支援	平成29年2月1日

●東京都告示第四百六十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
- 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地
- (一) クリーニング師の研修
- 第一回 平成二十九年八月二十日  
株式会社日本クリーニングセンター  
文京区後楽二丁目三番十号
  - 第二回 平成二十九年八月三十日  
株式会社日本クリーニングセンター  
文京区後楽二丁目三番十号
  - 第三回 平成二十九年九月二十四日  
株式会社トヨタ東京教育センター  
立川市羽衣町一丁目三番四号
  - 第四回（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む。）  
平成二十九年十月二十二日  
株式会社日本クリーニングセンター

(二)

- 文京区後楽二丁目三番十号
- 第五回 平成二十九年十一月八日  
株式会社日本クリーニングセンター  
文京区後楽二丁目三番十号
- 業務従事者に対する講習
- 第一回 平成二十九年七月二十日  
株式会社日本クリーニングセンター  
文京区後楽二丁目三番十号
- 第二回 平成二十九年七月三十日  
株式会社日本クリーニングセンター  
文京区後楽二丁目三番十号
- 第三回 平成二十九年八月六日  
株式会社日本クリーニングセンター  
文京区後楽二丁目三番十号
- 第四回 平成二十九年九月十日  
株式会社日本クリーニングセンター  
文京区後楽二丁目三番十号
- 第五回 平成二十九年十月一日  
株式会社日本クリーニングセンター  
文京区後楽二丁目三番十号
- 第六回 平成二十九年十月十二日  
株式会社日本クリーニングセンター  
文京区後楽二丁目三番十号
- 第七回 平成二十九年十一月十九日  
株式会社トヨタ東京教育センター

一 被処分者

(一) 商号又は名 株式会社オージェイ 称

(二) 氏名(法人 の場合は代 表者氏名) 小田桐 徹

(三) 主たる営業 所のある地 中野区中央一丁目三十二番五号 青光 堂ビル三階

(四) 登録番号 東京都知事(1)第三一五四九号

(五) 登録年月日 平成二十六年十月三十一日

二 処分年月日 平成二十九年三月六日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務 及び訴訟又は調停に應ずる業務を除 く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成二十九年三月十三日から平成二十 九年五月十一日まで(六十日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第一号

●東京都告示第四百六十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法 律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理 機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、 同条第三項の規定により公告し、当該農用地利用配分計画 を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する 者は、縦覧期間満了の日までに東京都知事に意見書を提出 することができる。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 農用地利用配分計画の概要

三 受講料

(一) クリーニング師の研修 五千円 (特管物研修を含む場合 八千 円)

(二) 業務従事者に対する講習 四千 五百円

立川市羽衣町一丁目三番四号

株式会社トヨタ東京教育センタ

日 第十一回 平成三十年二月十八 日

文京区後楽二丁目三番十号

文京区後楽二丁目三番十号

第十回 平成三十年二月四日

株式会社日本クリーニンングセン ター

文京区後楽二丁目三番十号

第九回 平成三十年一月二十五 日

株式会社日本クリーニンングセン ター

立川市羽衣町一丁目三番四号

●東京都告示第四百六十六号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」と いう。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分 について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり 告示する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

二 申請年月日 平成二十九年二月二十二日

三 縦覧場所 東京都産業労働局農林水産部農業振興課

四 縦覧期間 平成二十九年三月十七日から平成二十九年三月三十 一日まで

五 意見書の提出先 東京都産業労働局農林水産部農業振興課

●東京都告示第四百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条 の規定により、次のように保安林の指定をする予定である 旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規 定により告示する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所 あきる野市戸倉字盆堀東峯一五〇〇番、一五〇一番、 一五〇二番一

二 指定の目的

賃借権の設定等を 受ける者	賃借権の設定等を 受ける土地	面積(平方 メートル)
氏名又は名称 住 所	所在地	
東京都市津島 村長浜川謙夫	東京都神津島 村九百四番地	一、六四三
	東京都神津島 村字隴穴百四 十九ほか三筆	四

三 土砂の崩壊の防備  
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市美山町七〇九番三	千勝正博、千勝正雅、千勝和夫、役所	八王子市

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市下恩方町一三三〇番一及び二、一三三一番、一三三五番一及び二、一三三六番一、三及び四	大野和洋、大野弘義、馬場往雄、塩田健、田中直美	八王子市役所

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年農林水産省告示第二千三百十六号のとおり。

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市上川町八〇番、八一番	石橋恵子、小峯春義	八王子市役所
青梅市梅郷一丁目一三三八番、一九四一番	榎戸安子	青梅市役所
西多摩郡檜原村字上元郷五三八六番	坂本馬次郎、幡野作太郎、岡部ヌイ	檜原村役場
西多摩郡檜原村字下元郷五三〇八番二	高取八千代	
西多摩郡檜原村字下元郷五三一〇番	市川菊世	

●東京都告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東京都告示第九百八十五号のとおり。

八王子市上恩方町三三〇一番、三三〇三番	高野爽美、大道寺直文
八王子市上恩方町三三三番イ	榎本久義、榎本仙太郎、小島義晴、澤崎春義、尾寄欣一
八王子市上恩方町三三五番イ	内山幸永
八王子市上恩方町三三五番ロ甲	内山幸永
八王子市上恩方町三三六〇番二、三三六〇番三	佐藤保徳
八王子市上恩方町三三七五番イ、三三七五番ロ	草木リン

西多摩郡檜原村字倉掛  
九四一二番八  
平野六司

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年農林水産省告示第二千二百七十四号のとおり。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 七〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

